

仕 様 書

1 業務名

府立学校におけるタブレット端末設計設定等業務

2 概要

本書は、令和8年度に京都府立学校に配置する教員用タブレット端末（631台）及び生徒貸出用タブレット端末（1,300台）、端末管理用端末（31台）の設計設定等に係る仕様等について記したものである。

3 設計及び設定作業

以下の作業において Apple の一次代理店である Apple VAR (Value Added Reseller) または APEP (Apple Premium Education Partner) として認定されている企業が提供しているサービスを利用すること。

(1) 設計作業

タブレット端末及び端末管理用端末、端末管理用ソフトウェア等、これまでのスマートスクール推進事業に係る契約にて導入をした事業者と連携して、同様の設計と差異がないようにヒアリングを行い、最適な設計を実施すること。

※導入設計に関しては発注者に過去導入されてきた iPad の導入設計に関わる設計内容を前提に展開すること。発注者に過去導入されてきた iPad の設計内容との整合を図り、発注者と協議の上で、導入後の運用を想定した最適な設計を提案、構築することとし、設計・設定やライセンスの操作権限等受注者において情報の授受が必要な場合は、全て受注者側の費用負担にて情報を入手する等して発注者の端末導入に関わった事業者と連携・協力して実施すること。なお、MDM によるアプリケーションのインストール環境設計は、mobiApps オンデマンドを利用した設計とすること。

(2) 必要な MDM ライセンスについて

※調達における留意事項として、上記 (1) ※の MDM に関する記載内容を熟読すること。

ア 総 数1,300台分(5年ライセンス)

イ 本体仕様

項目	仕様等
機能等	・管理画面は特別な管理ソフトウェアを必要とせず、Web ブラウザ上で動作可能であること ・MDM 管理画面にて、Apple Configurator によるプロファイル作成を必要とせず、デバイス設定作成が可能であること ・アプリ配信管理機能があること ・MDM の機能を活用した独自のアプリストアの設置機能があり日本語で登録ソフトウェア自体の紹介の登録ができること ・端末位置情報の取得ができること

	・不正改造（JailBreak）検知機能 を有すること ・同一管理者（教育委員会テナント）による 1 万台以上の iPad OS 端末の管理運用の実績があること ・Automated Device Enrollment（ADE）に対応していること ・Apple School Manager（ASM）に対応していること ・日本語対応のメーカーヘルプデスクに問合せが可能なこと ・管理画面が完全日本語対応していること ・端末の稼働状況の確認ができること ・端末初期化の指示と同時に指定の Wi-Fi 情報も配信し、端末初期化後も自動的に Wi-Fi 接続ができるよう管理できること（Return to Service） ・iPad を利用する上で発生しうる技術的事象に対する FAQ サイトを利用できること。この FAQ サイトは MDM に限らず iPadOS や Apple 純正アプリも含めた技術情報が掲載されていること。
製品名	インヴェンティット mobiconnect for Education with AAES 5 年

(3) 設定作業

タブレット端末及び端末管理用端末、端末設定ソフトウェア等について、下記の設定作業を実施すること。

ア タブレット端末への作業時点での最新 OS のインストール

イ (1)で確定した設計内容のタブレット端末及び端末管理用端末、端末管理用ソフトウェアへの設定

ウ 端末におけるインターネットへの接続設定

ネットワーク側の設定については業務範囲外とする。

なお、ネットワーク接続を行うための必要な情報については、速やかに教育委員会に提供すること。

(4) その他

以下の作業については、設計及び設定作業の業務範囲外とする。

ア 上記以外のアカウント設定と年次更新作業

イ 運用開始後の OS 及びアプリケーションのアップデート作業

ウ 運用開始後に教育委員会及び各学校の都合で生じたタブレット端末及びアプリケーションの設定変更

4 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日

教員用タブレット端末（631 台）及び端末管理用端末（31 台）については令和 8 年 10 月 30 日まで、生徒貸出用タブレット端末（1,300 台）については令和 9 年 3 月 31 日までに設

計設定業務を完了すること。

5 現地設定及び設置等

(1) 校内 Wi-Fi への接続及び動作確認

全 iPad (1,931 台) について、受注者において納品先の学校と現地設定日の調整を行い、現地ではインターネットへの接続確認、電源 ON・OFF／ホーム画面の表示確認、MDM との疎通確認を行うこと。また、端末管理用端末 (31 台) と合わせて、製品の開梱・所定場所への設置・梱包材等の回収も行うこと。

※ 京都府立学校の校内ネットワーク環境については、無線アクセスポイントでインターネットに疎通する際に、端末の MAC アドレス認証を行っているため、全ての端末の MAC アドレス情報を発注者にデータで報告すること。発注者の側で MAC アドレス登録は別途実施するが、登録までに日数を要するため、MAC アドレス登録終了の日程を考慮して、現地設定の日程を受注者において学校と調整すること。設定場所は別紙整備台数一覧のとおりとする。なお、京都府教育委員会へ納品される端末については設定作業は不要とする。

6 成果物

受注者は、納入時に以下の図書を電子データで提出すること。

ただし、具体的内容については、教育委員会と協議の上作成すること。

区 分	概 要	提出先	
		教育委員会	各学校
基本設計書	以下の内容を含むこと。 ・ iPad 及び iPad 管理ソフトウェアの設計内容 ・ 設定情報一覧 (シリアル番号等を含む)	1 部	1 部 ずつ
実務手順書	Apple School Manager、及び MDM について、初期設定時及び導入後に発生しうる作業に関する手順書で、以下の内容を含むこと。 ただし、作成にあたっては、実際の作業画面のキャプチャ等を用いるなど、iPad の管理を初めて行う者でも容易に設定が行えるよう工夫を行うこと。 (a) アプリケーションの追加・削除・アップデート (b) OS のアップデート (c) 管理ツールやアカウントのアップデート (d) 設定情報の追加・変更・削除 (e) 故障時の対応	1 部	1 部 ずつ
動作確認実施報告書	納入機器の動作確認を行い、正常に動作することを確認したことを証する書類	1 部	1 部 ずつ

7 端末下取り

生徒貸出用の既存タブレット端末については、4,351台を上限とし、引き取ること。
受託者（受託内容の一部または全部を第三者に委託する場合を含む。）は、以下の要件を満たすこと。

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者等（製造事業者でない場合はApple Japan 合同会社の正規ディストリビューター）であること。
- ・データ適正消去実行証明協議会の消去プロセス認定を最高レーティングで受けていること。

その際、各学校からの回収配送手配、回収に関する梱包材の準備及び梱包作業は受注者にて対応し、回収費用についても受注者にて負担すること。

なお、アクティベーションロックの解除、Apple School Managerの所有解除、MDM管理の解除、タブレット端末の初期化については、各学校で実施予定であるが、回収後、端末に保存されているデータは全て消去又は破砕し、その証明を書面で提出した後でなければ、これらを再活用又は処分することができない点に留意すること。（ただし証明書の様式は問わない。）

※引取後の取扱いについては、「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適正な処分（再使用又は再資源化）等について」を参照の上、適切に処分・再資源化等を行うこと。なお、受注者が直接引き取る場合、あるいは再委託する場合に限らず、これらの処分・再資源化の実施に必要な免許・許可等を有する必要があることに留意し、履行に当たってはこれらの免許・許可等の写しを提供したうえで実施すること。

また、既存端末を適正に処分又は再利用することにより、収益が発生する場合については、本業務の費用から差引くこと。

8 その他

- (1) 作業に係る物品の保険費用は、すべて受注者が負担すること。
- (2) 本仕様書に記載のないことで、疑義が生じた場合は、京都府教育庁指導部教育DX推進課と別途協議の上決定すること。
- (3) 次の規程について遵守すること。

京都府情報セキュリティ基本方針、京都府情報セキュリティ対策基準、京都府教育情報ネットワークシステム（京都みらいネット）に関する情報セキュリティ実施手順、京都府教育情報ネットワークシステム利用規程（京都みらいネット利用規程）、京都府立学校情報セキュリティ対策基準、京都府立学校における無線LANの使用に関する留意事項及び京都府電子計算組織等運用管理規程等関係規程に定める事項を遵守すること。